

地域医療支援病院について

I、地域医療支援病院とは・・・

① かかりつけ医の支援と機能分化

国では、「医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましい」との観点から、かかりつけ医を地域における第一線の医療機関として位置づけ、入院・手術などの設備を有する医療機関との機能分化を図っています。(病診連携)

「地域医療支援病院」とは、平成9年の第三次医療法改正で創設された制度で、紹介患者様に対する医療提供、医療機器等の共同利用や研修等を通じて「かかりつけ医」を支援し、地域医療体制の中核を担う病院として、都道府県知事から「地域医療支援病院」の名称使用を承認された医療施設のことです。

② 地域医療支援病院の役割

地域医療支援病院では、窓口（事務局）として地域連携室を設置し、以下の業務を行います。

- 1) 他の病院又は診療所からの紹介患者に対する医療の提供
- 2) 病院施設、設備等の共同利用の実施
- 3) 救急医療の提供
- 4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施

II、地域医療支援病院としての取り組み

① 紹介患者様の受入について

「地域医療支援病院」の紹介率・逆紹介率の要件として

- 1) 原則紹介率 80%以上
- 2) 紹介率 60%以上・逆紹介率 30%以上 または
- 3) 紹介率 40%以上・逆紹介率 60%以上とされています。

当院は、かかりつけ医からの紹介状患者様や救急患者様を優先的に受け入れ、症状の落ち着いた患者様については、かかりつけ医に逆紹介をし、地域完結型の医療を目指します。

② 病院施設・設備等の共同利用について

地域の医療機関の皆様に、当院の施設・設備を共同でご利用いただいております。

利用方法については、地域連携室へお尋ねください。

③ 救急医療の提供について

地域に必要な救急医療を提供します。

④ 研修の実施について

地域医療従事者及び当院職員の資質向上のために、症例検討会、研修会、講演会等を開催していきます。

⑤ 登録医制度について

地域完結型医療の実現を目指し、いま以上の連携強化と機能分担をすべく、近隣市町村の皆様に登録医となっていただくことといたしました。登録医となっていただいた先生には、開放型病床をご利用いただくことができます。

登録医は随時募集しております。趣旨にご賛同いただき登録をご希望される場合は

地域連携室 0480-53-0586 (直通)

までお問い合わせください。

紹介

患者様



- ◇ 初期疾患の診察
- ◇ 病気の予防
- ◇ 日常の健康管理

地域医療機関
(かかりつけ医)

- ◇ 紹介・返送・逆紹介
- ◇ 設備・機器の共同利用
- ◇ 救急診療
- ◇ 共同診療(開放病床)
- ◇ 研修会の開催

地域医療支援病院

医療情報の収集・提供

地域連携室

逆紹介・返送

